



# 人材開発支援助成金 (特別育成訓練コース)

有期契約労働者等に対する職業訓練を実施した場合に、  
受給の可能性ががあります！

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 有期契約労働者等(※)に対し以下①から③の訓練を実施すること
  - 一般職業訓練(OFF-JT) (育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練を含む)
  - 有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた職業訓練)
  - 中小企業等担い手育成訓練(業界団体を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた職業訓練)
- 訓練時間内の対象労働者に賃金を支払うこと
- 次の①から③全ての書類を整備していること
  - 対象労働者に係る職業訓練等の実施状況を明らかにする書類
  - 職業訓練等に要する経費等の負担状況を明らかにする書類
  - 対象労働者に対する賃金の支払状況を明らかにする書類
- 実施するそれぞれの訓練区分に応じた職業訓練計画を作成し、管轄労働局長の認定を受けること  
※有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者  
(正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む)

## 受給内容

職業訓練の種類に応じて1訓練コース支給対象者1人あたり下表に該当する額の合計が支給されます

訓練種類	助成対象	支給額
OFF-JT	賃金助成	1時間あたり475円<600円> (760円<960円>) (※1)
	経費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般職業訓練(育児休業中訓練を含む)、有期実習型訓練 ※中小企業等担い手育成訓練は対象外</li> <li>20時間以上(※2)100時間未満: 7万円(10万円)</li> <li>100時間以上200時間未満: 15万円(20万円)</li> <li>200時間以上: 20万円(30万円)</li> <li>■中長期的キャリア形成訓練、または有期実習型訓練修了後に正規雇用労働者等に転換された場合</li> <li>20時間以上100時間未満: 10万円(15万円)</li> <li>100時間以上200時間未満: 20万円(30万円)</li> <li>200時間以上: 30万円(50万円)</li> <li>※実費が上記を下回る場合は実費を限度とします</li> <li>育児休業中訓練は訓練経費助成のみが支給されます</li> </ul>
OJT	実施助成	1時間あたり665円<840円> (760円<960円>) (※3)

※< >内は生産性の向上が認められる場合の額

※( )内は中小企業事業主に対する助成額

※1年度1事業所あたり1,000万円を上限

※1 1訓練コース1人1,200時間分を上限とします(中長期的キャリア形成訓練は1,600時間)

※2 育児休業中訓練の場合は「20時間以上」を「10時間以上」に読み替える

※3 1訓練コース1人 680時間分を上限とします(中小企業担い手育成訓練は1,020時間)

## 取り扱い機関

都道府県労働局